

# 新型コロナウイルス感染症にかかる 奈良県対処方針 (4.21方針)

第5回奈良県新型コロナウイルス  
感染症対策本部会議

# I 奈良県における感染者 の状況

# 新型コロナウイルス感染症による感染者の累計 (1月28日～4月20日 64名)

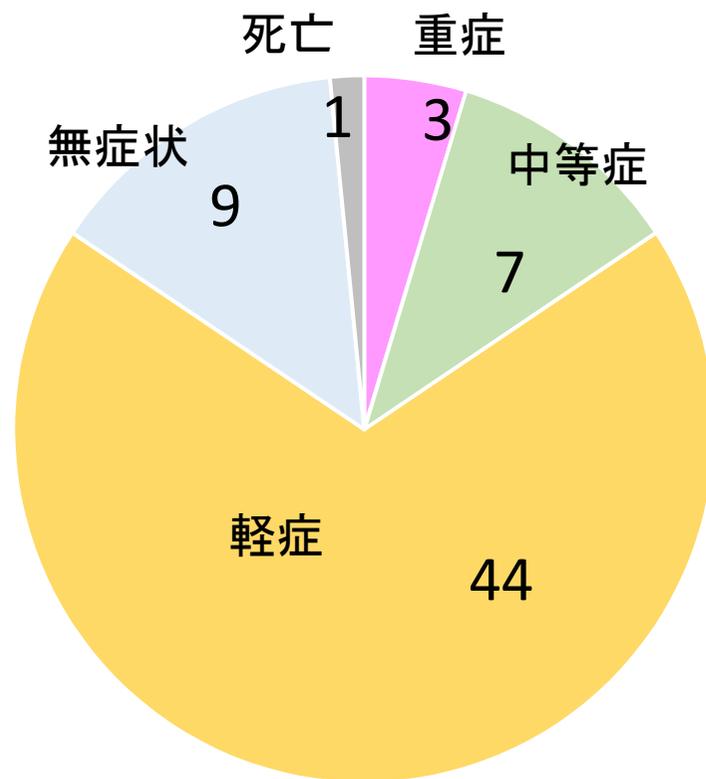


# 感染者累計(64名)の内訳①

性別	男性	38名
	女性	26名

年代別	～30歳台	18名
	40～60歳台	37名
	70歳台～	9名

## 感染者累計(64名)の内訳②



**重症:**  
人工呼吸器を必要とする患者

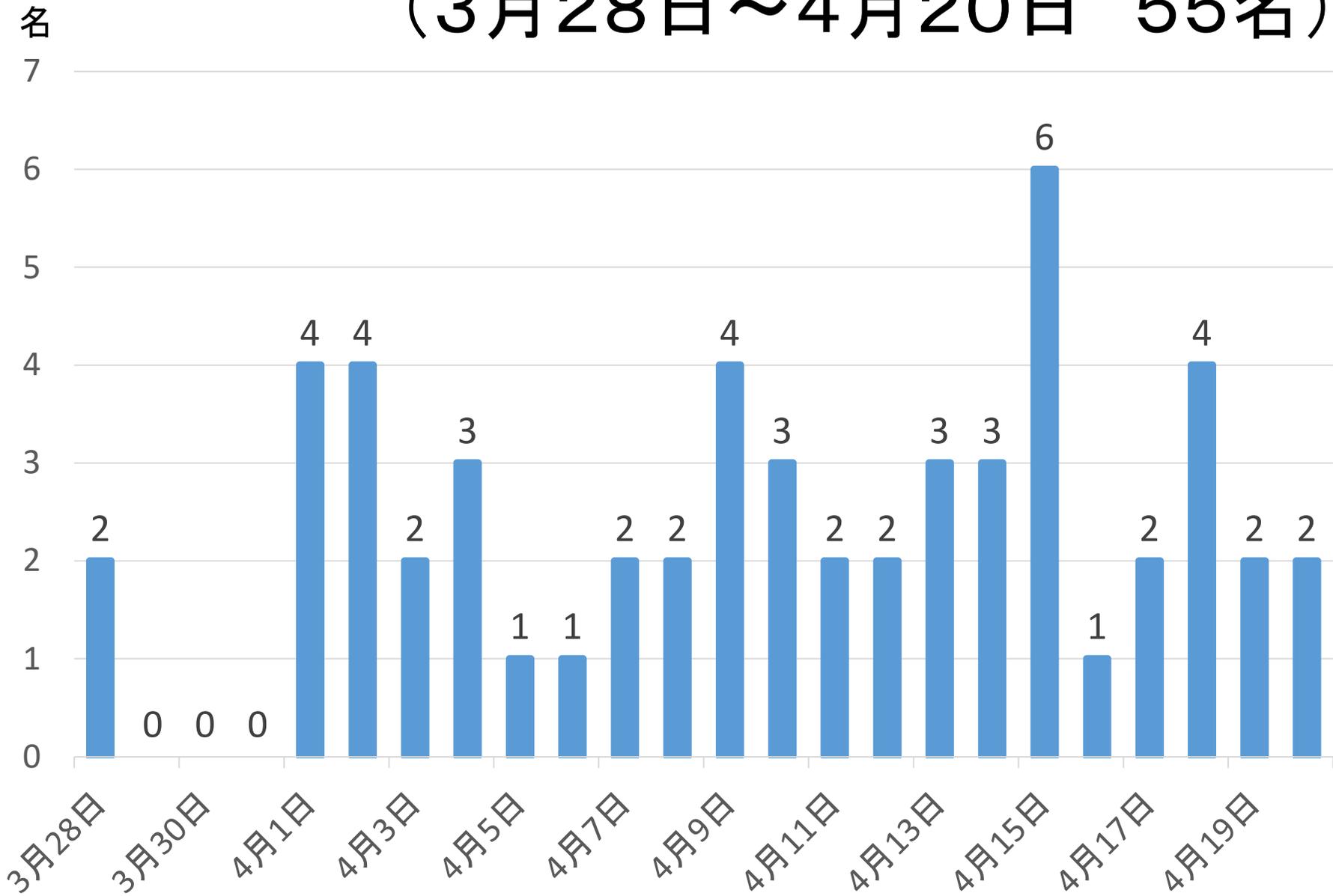
**中等症:**  
医学的に入院が必要な患者(酸素投与が必要等)

**軽症:**  
その他の患者

①奈良県の感染者は、  
3月28日から、  
**ほぼ毎日発生**  
(24日間で合計55名)

# 新型コロナウイルス新規感染者数

(3月28日～4月20日 55名)



## ②奈良県内の最近の感染者 (55名)の**感染場所(推定)**

1 県外大都市内の特定場所 11名  
(県内での二次感染含む)

大都市の飲食店・勤務場所など

2 大阪在住者の県内勤務地 3名

3 海外 5名

4 県内(6の二次感染) 3名

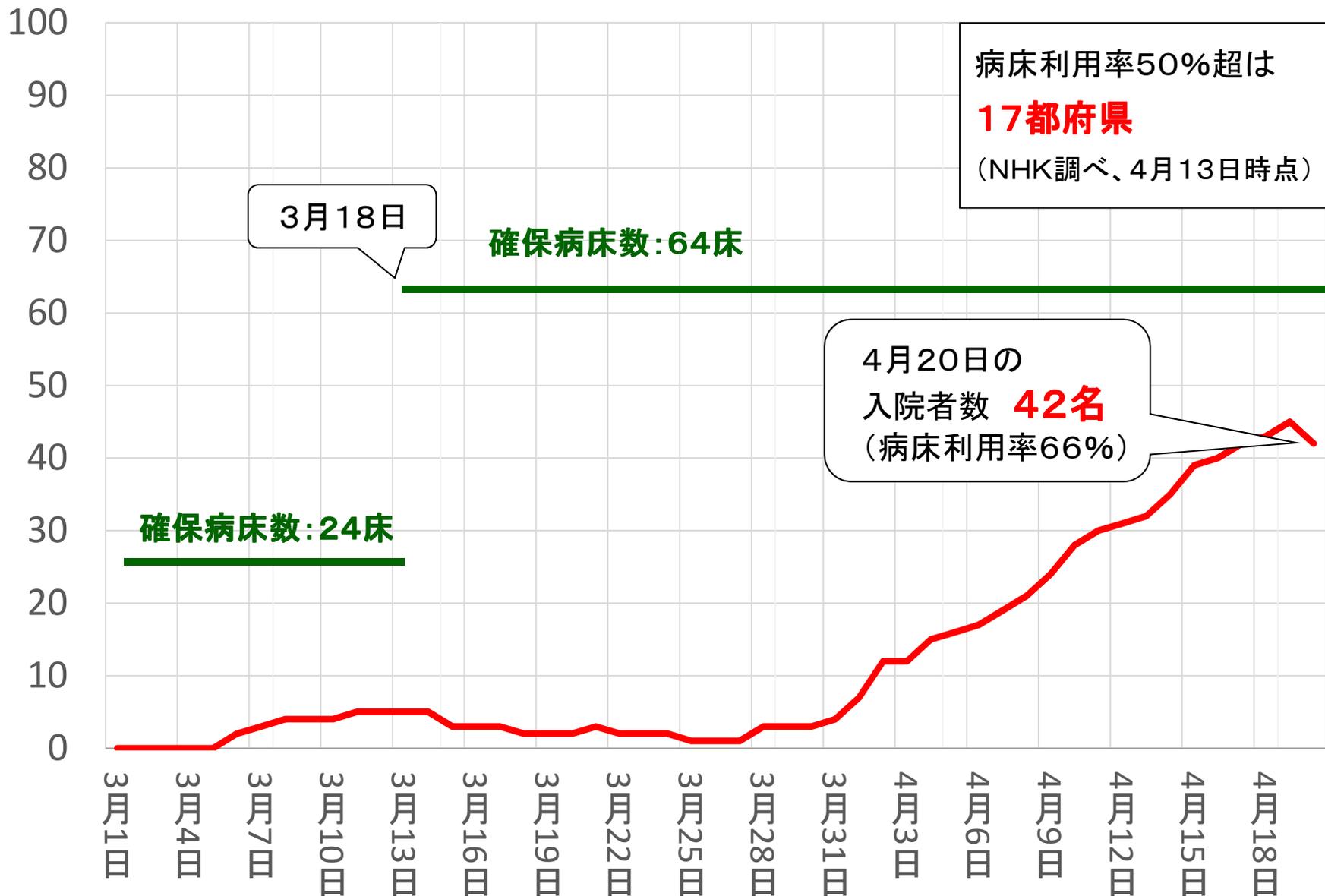
5 県外大都市(県外滞在歴あり) 21名

6 **感染場所の推定が困難** 12名

(県外滞在歴なし)

# 新型コロナウイルス感染症による入院者数の推移

名・床



# Ⅱ 新型コロナウイルス 感染拡大防止のための 施設の使用制限

## ○施設の使用制限等の背景

- ・4月16日に新型コロナウイルス感染症に係る**緊急事態宣言の区域が全国に拡大**
- ・近隣の大阪府、京都府が施設の使用制限等を要請されていることを踏まえ、**同等の施設の使用制限等の要請が必要**

先日、大阪府、兵庫県の知事様より、奈良県、和歌山県へ移動して感染を拡大しないよう自粛の呼びかけをしていただいたことに感謝いたします。

今回、本県でも施設の使用制限等を要請するにあたり、県境を越えた移動は自粛していただくよう、改めて、お願いいたします。

# 1 施設の使用制限等の要請等の概要

(1) 区域 奈良県全域

(2) 期間 令和2年4月23日(木)

午前0時から

令和2年5月6日(水)まで

ゴールデンウィーク期間中の不要不急の外出を徹底的に抑制するとともに、「特定警戒都道府県」との往来を極力抑制する。

(3) 特措法による**休止を要請**する施設  
(**施設の使用制限を要請**)

- ①床面積にかかわらず要請する施設  
遊興施設(スナック、カラオケボックス等)、  
劇場等(映画館等)、運動施設(ボウリング場  
等)、遊技場(パチンコ店等)、文教施設(学  
校) 等
- ②床面積の合計が1,000m<sup>2</sup>を超える下記施設  
大学・学習塾等、博物館等、ホテル又は旅館  
(集会の用に供する部分に限る)、商業施設 等

## (4) 特措法によらない**協力依頼**を行う施設

○床面積の合計が1,000m<sup>2</sup>以下の下記施設  
大学・学習塾等、博物館等、ホテル又は旅館(集会の用に供する部分に限る)、商業施設等

ただし、床面積の合計が100m<sup>2</sup>以下の大学・学習塾等、商業施設については、適切な感染防止対策を施した上での営業

## (5) 基本的に**休止を要請しない**施設 (適切な感染防止対策の協力を要請)

### ① 社会生活を維持する上で必要な下記施設

医療施設、生活必需物資販売施設(食料品売場等)、**食事提供施設**、住宅・宿泊施設、交通機関等、工場等  
金融機関・官公署 等。

ただし、食事提供施設について、営業時間については、午前5時から午後8時の間の営業を要請し、酒類の提供は午後7時までとすることを要請。(宅配・テイクアウトサービスは除く。)

### ② 社会福祉施設

保育所、学童クラブ、通所介護施設 等

## 【別表】適切な感染防止対策

目的	具体的な取組例
発熱者等の施設への入場防止	従業員の検温・体調確認を行い、37.5度以上や体調不良の従業員の出勤を停止
	来訪者の検温・体調確認を行い、37.5度以上や体調不良の来訪者の入場を制限
3つの「密」 (密閉・密集・密接) の防止	店舗利用者の入場制限、行列を作らないための工夫や列間隔の確保 (約2m間隔の確保)
	換気を行う(可能であれば2つの方向の窓を同時に開ける)
	密集する会議の中止(対面による会議を避け、電話会議やビデオ会議を利用)
飛沫感染、接触感染 の防止	従業員のマスク着用、手指の消毒、咳エチケット、手洗いの励行
	来訪者の入店時等における手指の消毒、咳エチケット、手洗いの励行
	店舗・事務所内の定期的な消毒
移動時における感 染の防止	ラッシュ対策(時差出勤、自家用車・自転車・徒歩等による出勤の推進)
	従業員数の出勤数の制限(テレワーク等による在宅勤務の実施等)
	出張の中止(電話会議やビデオ会議などを活用)、来訪者数の制限

## 2 新型コロナウイルス感染症拡大 防止協力金

### (1) 対象者

令和2年4月25日(土)午前0時から令和2年  
5月6日(水)までのすべての期間、休業等の  
要請に全面的に協力していただいた中小企業  
・個人事業主

### (2) 給付額(1事業者あたり)

個人事業主 10万円  
中小企業 20万円

### (3) 申請方法

郵送のみ(感染拡大防止のため持参による申  
請はできません) ※申請に必要な書類は検討中

### 3 緊急事態措置コールセンターの設置

名 称: 奈良県緊急事態措置コールセンター

開設時間: 平日 午前9時～午後9時

(ただし、5月6日までは休まず開設します)

受付方法: 専用電話(9回線)

電話番号: 0742-27-3600

※新型コロナウイルス感染症についての一般的な  
ご相談は、従来どおり、0742-27-8561

◇施設の使用制限及び協力金の詳細については、別添資料①を参照してください。

◇対象施設の詳細については、別添資料②を参照してください。

# Ⅲ 経済・雇用対策

# 1 県における諸施策

# ① 経営相談窓口の設置

## ○資金繰りなど各種の相談に対応

### 【経営相談窓口】(県内45カ所設置)

- ・商工会議所(奈良、大和高田、生駒、橿原)
- ・奈良県商工会連合会(各商工会)
- ・奈良県中小企業団体中央会
- ・奈良県よろず支援拠点
- ・奈良県信用保証協会
- ・日本政策金融公庫奈良支店
- ・商工組合中央金庫奈良支店

【相談件数】2,069件(令和2年4月20日現在) 22

## ② 県制度融資による支援

○無利子・無保証料で資金繰り  
を支援

【保証承諾見込(令和2年4月20日時点)】

876件      253億4,400万円

### ③ 県の直接雇用・就労支援

○コロナまん延が原因で内定が 取消された方、雇い止めになった方を**奈良県職員として雇用**

(募集人数:20名程度。受付期間:4月17日~5月15日)

○雇用した方には、希望により**県内企業等でインターンシップ体験**を実施し、**県内での就労**に結びつくよう支援

※応募状況(4月20日(月)17時時点)

・勤務条件、応募条件、職場実習などについて、

**5件程度の問い合わせあり。**

## ④「特別就労相談窓口」の設置

○令和2年4月17日(金)～当面の間

9:00～17:00(土・日・祝休み)

○相談窓口

・奈良しごとiセンター 電話 0742-23-5729

FAX 0742-23-5757

・高田しごとiセンター 電話 0745-24-2007

FAX 0745-24-0101

※相談状況(4月20日(月)17時時点)

・24件 (就労相談、休業手当、生活相談など)

(奈良しごとiセンター19件 高田しごとiセンター:5件)

## 2 国における諸施策

事業者や労働者の皆様に寄り添い、県でも、国につなげるよう、しっかりサポートします。

# ① 持続化給付金（国補正予算）

## <支給対象>

- 新型コロナウイルス感染症の影響により、**売上が前年同月比で50%以上減少**している方
- 中小企業、小規模事業者、フリーランスを含む  
個人事業者など

## <支給額>

- 法人 200万円 個人事業者 100万円**

【問い合わせ先】 中小企業 金融・給付金相談窓口 0570-783183

## ②国の融資制度

「新型コロナウイルス感染症特別貸付」

○特別利子補給制度との併用で**実質無利子・  
無担保**

○据置期間は最長5年

### 【問い合わせ先】

- 日本政策金融公庫奈良支店
- 商工中金奈良支店

## ③雇用調整助成金

○経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、労働者に対して一時的に休業等を行い、休業手当等を支払った場合に、その一部を助成するもの

### 【コロナウィルス感染症にかかる特例措置】

- ・対象となる労働者 雇用保険の被保険者でない労働者も対象
  - ・生産指標要件(生産量など) 3ヶ月10%以上低下 → 1ヶ月5%以上低下
  - ・助成率 (中小企業)2/3 → 4/5 (大企業)1/2 → 2/3
- ※解雇等を行わない場合は、(中小企業)9/10 (大企業)3/4

【問い合わせ先】 奈良労働局助成金センター 0742-35-6336

## ④ 失業手当

### <目的>

失業された方が安定した生活を送りつつ、1日でも早く再就職ができるよう、求職活動を支援するために失業手当を給付

### <受給資格>

一定期間雇用保険に加入していた方で、かつ、失業状態で、すぐに働ける方

**【問い合わせ先】 住所地を所管するハローワーク**